

# 岡崎市週休2日モデル工事（建築工事）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、岡崎市が発注する建築工事の一部において、週休2日制を導入し建設現場の環境改善を図るとともに、将来にわたる週休2日制の定着に向けた課題を把握することを目的に、週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）とは、対象期間において、曜日及び理由にかかわらず現場閉所（現場休息）とした日の日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の工事をいう。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(2) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

2 対象期間とは、現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（片付け期間は含まない。）までとする。ただし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間は除くものとする。

（対象工事）

第3条 モデル工事の対象は、次の各号全てを満たす建築工事（建築設備工事を含む）のうち、岡崎市が指定する工事とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について指定する。

(1) 工程が現場条件に大きく制約されない工事

(2) 設計金額が1,000万円以上の工事

(3) 緊急性がない工事

（取組内容）

第4条 モデル工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、現場閉所（現場休息）計画表（別紙1）（以下「計画表」という。）を発注者に提出し、確認を得る。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で計画表を作成する。

2 受注者は、モデル工事である旨を看板等で掲示する。（別紙2参照）

3 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

(実施報告)

第5条 受注者は、計画表に現場閉所（現場休息）状況を記入し、前月までの状況を毎月5日までに発注者に提出しなければならない。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、発注者は、これを確認する。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、モデル工事の取組を推進するため、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の場合には、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

2 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

補正係数：1.05

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表1、表2及び表3（以下「各表」という。）の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を各表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(3) 補正方法

当初設計から対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、現場閉所（現場休息）状況を確認後、未達成となった場合は、補正分を減額し、変更契約するものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で加点評価するものとする。

2 発注者は、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%未満の場合であっても、工事成績評定の減点を行わないものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。